

# 議案参考資料

[令和5年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

建築住宅課 住宅係

## 議案名

議案第79号 桐生市市営住宅条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

市営住宅の浜松町団地外4団地の用途廃止に伴い、本条例に掲げる別表から当該団地を削除しようとするものです。

## 概要

木造平屋建てとして供給してきた以下の5団地は、建物の耐用年数を経過し、かつ、老朽化が著しいことから、解体工事が完了しております。今回、用途廃止を行うため、条例第3条第2項に掲げる別表から当該団地を削除しようとするものです。

浜松町団地、広沢町五丁目団地、梅林団地、川内町三丁目B団地、  
相生町一丁目団地

(施行期日：公布の日)

## 背景・経過

近年、戦後から高度成長期にかけて全国的に整備された公共施設等の老朽化が顕著となるなか、本市の市営住宅においても同様の状況であり、また、本市の公営住宅の保有量は、類似団体よりも多い状況です。

本市では、これらの現状に加え、人口減少や超高齢社会の到来など、様々な課題を考慮して策定された、「桐生市公共施設等総合管理計画」及び「桐生市住生活基本計画(住宅マスタープラン)」において、市営住宅ストックの縮減が求められております。

そのような状況を踏まえ、建物の解体工事が完了した老朽木造平屋建ての5団地について、市営住宅としての用途を廃止し、管理戸数の適正化を推進するとともに、民間活力による土地利用が図られるよう、土地の売却を検討してまいります。